

2010年に宮崎県内で発生した口蹄疫の発見の遅れ問題 及び県種雄牛特例移動問題に関する公開質問

第1、今回の公開質問をさせていただくにあって

1、昨年2010年に宮崎県内で発生した口蹄疫は、関係者の必死の防疫対策にも拘らず、終息までに県内の肉牛等の家畜29万頭近くの殺処分を余儀なくされるという、宮崎県の畜産史上未曾有の被害をもたらすに至りました。今回の口蹄疫の広がり、どうにか宮崎県内の被害にとどめることができましたが、一步まちがえば、これが全国に波及しかねない危険もはらんでいたものでした。私たちは、このような口蹄疫の発生事件において、疫病災害の恐ろしさを今さらながら身にしみて感じるとともに、口蹄疫発生に対する早期かつ十分な手だてと対策の重要性を強く実感させられております。

それにしても今回は、何故口蹄疫が宮崎県全域に及びかねない程の広がりを見せたのか、何故急速、特措法まで立法され29万頭近くの殺処分まで行わねばならなかったのでしょうか。

私どもは、今後は二度とこのような口蹄疫の広がりをくり返さないためにも、宮崎県内でこのような未曾有の口蹄疫被害を生むに至った原因について十分に検証して、余すところなくこれを明らかにしていく必要があると考えています。

2、この点については、国の検証委員会でもそれなりの検証がなされ、その報告書も公にされていますが、私どもは同検証委員会によって指摘された県の対応に関する問題点についてもまだ十分な解明がなされないままになっていることが少なからず存していると考えております。

そこで、私たちは国の検証委員会が指摘している重要な問題点でもある口蹄疫発症厳戒態勢の中での「県事業団種雄牛特例移動問題」と「口

蹄疫疑い牛の発生・通報から口蹄疫の発見までの遅れ問題」についての私たちの重大な疑問について、今回質問させていただくことにしました。

私たちが今回このような点について質問するのは、これらの問題を明確にすることは今後口蹄疫が国内のいずれかの地域で再び発生するようなことが生じた場合に、これを最小限の被害にとどめるための行政としての対応のあり方を考えるうえで極めて重要であると考えているからです。

3、つきましては、以下の各問題の質問事項について平成24年2月15日までに責任ある御回答をしていただくようお願いいたします。

第2、県種雄牛特例移動問題について

I はじめに

1、私たちのうち宮崎県会議に属する者は、口蹄疫被害者協議会を通じて本年1月5日付で東国原知事（当時）に対し「口蹄疫被害に関する責任の所在等に関する公開質問」を提出し、県が同一敷地内で飼育していた肥育牛1頭に発熱を確認していながらその事実を直ちに家保に報告することをしないまま県種雄牛6頭の特例移動を強行したことについては、口蹄疫防疫対策上求められている通報の遅れであり、又、事業団種雄牛と同一施設内飼育牛全頭が清浄であることという特例移動の条件を満たしていないことを国に隠し、これに違反する行為ではないかということについて質問させていただきました。

2、これに対して東国原県知事は、

「質問にありました5月13日に家畜改良事業団の肥育牛1頭に発熱があり、そのことについての家保への報告が5月14日であったことについて、家畜改良事業団では、『5月13日午前11時30分に発熱があることを確認したが、当該牛に流涎や水疱等の症状が見られないこと、4月20日以降に肥育牛舎で発熱や血便を示す牛が数十頭あ

ったが、これらはいずれも治療後に治癒し、口蹄疫ではなかったことから、当該牛についても通常の発熱として、家保に報告はせず、翌5月14日に当該牛を含む5頭に発熱があり、一部に流涎、びらん等が確認されたことから、直ちに家保に通報した』と報告しております。」とした上で、「この点について国の口蹄疫疫学調査チームの報告書でも事業団の『種雄牛、検定用肥育牛ともに14日の前には口蹄疫が疑われるような異常は認められなかったことを確認、と報告されており』、又「県の検証委員会の報告でも、種雄牛の移動は5月13日の午前11時頃からトラックへの積み込みを開始し、12時15分には出発しており、『種雄牛の移動を優先するために発熱の報告を遅らせたものとは考えられない』とされております。以上の点から5月13日に事業団から報告がなかった件については家畜伝染病予防法第13条違反ではないと考えております。」

と回答されております。

- 3、しかし、国の口蹄疫対策検証委員会の報告書（平成22年11月24日付）では、「宮崎県家畜改良事業団では、5月13日に肥育牛一頭に発熱を確認したが、肥育牛5頭に発熱、流涎が広がった翌14日になってはじめて家畜保健衛生所に通報している。職員によると、13日には流涎などが無かったため口蹄疫を疑わなかったとしているが、近隣ですでに感染疑いが発生しており、しかも、種雄牛という貴重な牛を扱う事業団は、本来、牛の健康状態や伝染病に関して多くの経験と高度な技術を持っているはずである。事業団では12日に国に対して6頭の種雄牛を特例として移動させる協議を始めており、13日には牛を移動させる事になっていた。万が一感染していれば、移動先に感染を広げるおそれがあるため、牛の健康管理にはより一層の注意を払っていたはずであり、この通報の遅れは問題である。牛の移動を優

先したと思われかねないケースで、事実、6頭のうち1頭が移動先で口蹄疫に感染していたことがわかり、移動先一帯が移動制限区域となった。」とされています。

このように、報告書が13日の発熱牛の通報の遅れを問題であるとしたうえで、これを「牛の移動を優先したと思われかねないケース」と断じていることからすると、検証委員会は県は発熱牛の発生があっても牛の移動を優先させるために通報をしなかったのではないかと強い疑いをもっていることが窺えます。

4、私どもも本件については、当初から国の検証委員会が抱いた疑いと全く同じ疑いを有しており、それ故に前回、御質問させていただいた次第ですが、これに対する知事の回答は14日の前には事業団の飼育牛に口蹄疫が疑われるような異常は認められなかった、種雄牛の移動を優先させるために発熱の報告を遅らせたものではないとの従前の説明をくり返したにすぎません。

しかし、種雄牛移動問題に関する事実の経過を丁寧にみると、県の回答が事実に基づいた正確かつ誠実な回答であるとは到底思えません。

口蹄疫の感染拡大を防止するために、畜産農家に家伝法に基づく防疫のための諸措置を厳正に実施させていく立場にある県としては、自らの所有する飼育牛については先頭にたってその厳重な防疫措置を実施し、全県の模範となるべき立場にありました。このような立場にある県が、いかに種雄牛が貴重なものとはいえ、自己所有の種雄牛のみを移動禁止の特例として特別に移動をさせるということについては、県内のみならず全国の畜産農家が複雑な想いを強くしていたことは当然のことと思います。

このような状況下でも、特例として特別に県の種雄牛に移動が認め

られるためには、少なくとも移動出発時までに種雄牛が飼育されていた事業団飼育施設での全飼育牛について口蹄疫感染の疑いが全く発生していないことが完全に保証されているということが最低必要な要件というべきものです。

しかるに私たちが今回の種雄牛特例移動問題の経過をつぶさに検討する時、私たちは今回の特例移動において、県は移動牛の所属施設の完全な清浄性という最低の要件さえも守ろうとせず、むしろ同一施設内の事業団牛の口蹄疫感染の疑いの発生の事実を県民にも国にも隠したまま、検証委員会も指摘するようとにかく種雄牛の移動のみを最優先にしてきたのではないかという疑いを強くしております。

そこで、私たちは今後、口蹄疫等の問題発生時にも公正、適切な対応措置がとれるようにするためにも、今回の県種雄牛特例移動問題に関する事実経過を明らかにした上で、そこからうかびあがる私たちの重大な疑問について再度公開の質問をさせていただくことにしたものです。

II 公開質問事項（1）

まず今回の公開質問の前提として明らかにしておきたい県種雄牛特例移動問題等に関する事実経過は別紙（1）のとおりです。以上の事実経過からみて、私たちが疑問に考えている点の質問事項は以下の点です。

質問 1

県は「4月20日以降、事業団の肥育牛舎で発熱や血便を示す牛数十頭もあったがこれらはいずれも治療後に治癒し口蹄疫でなかったことから……家保には報告しなかった」と説明していますが、当時は高鍋町周辺地域においても口蹄疫の発生が相次いで、その感染の発病が大問題になっており、4月21日には高鍋町が家畜の移動制限区域になる等、常に口蹄疫の感染と発病には最大の警戒と注意が求められて

いるさなかでした。このような状況下で事業団の数十頭の牛に発生した発熱や血便については、これを口蹄疫ではないかと疑いしかるべき検査等及び家保への報告を行うべきであったというのは誰もが考えることです。

県は「これらはいずれも治療後に治癒し、口蹄疫ではなかったことから」としていますが、口蹄疫に感染しても全ての牛に流涎、びらん等の明らかに口蹄疫を疑わせる症状がみられるものではなく、当初、発熱が発生した後に、とくに治療せずとも表面的にはまもなく治癒する家畜も少なくないことは専門家の間でも常識的な話です。

- ① しかるに県はなぜ、この数十頭の牛について口蹄疫の感染を疑い、そのための必要な検査や家保への報告をしなかったのか、その理由を明らかにしていただくようお願いします。
- ② 又、発熱や血便を示した牛はいつからいつまでの間にどのような数値（何日に何頭か）で発生したのか明らかにして下さい。
- ③ 又、その発熱や血便を示した牛の血液サンプルは保存されているのか、保存されていればその検査は行っているのか明らかにして下さい。

質問2

5月8日に県農林振興局が高鍋町に事業団周辺についての道路閉鎖を要請したことに對して、高鍋町は患畜がでていない以上道路閉鎖はできないという立場からこれを明確に断っていました。ところが、5月11日になって高鍋町は急遽事業団周辺の道路閉鎖を実施したという経緯があります。

このような事実からすると、患畜がでていない状況下での道路閉鎖は法律上できないという考えを表明していた高鍋町が11日になって突然の道路閉鎖にふみきった背景には、道路閉鎖の対象となった事業

団飼育牛施設に「患畜」が発生したからであると考えるのが自然と思われま

す。この点について高鍋町の町議会で問題とされましたが、県に問題が波及することをおもんばかってか、11日に患畜の発生を確認したかどうかについては明確な説明がないまま今日に至っています。

しかし、5月13日に事業団の発熱牛が確認されていること、5月14日の事業団牛の発症牛の写真からすると5月11日以前から発症が出現している可能性が高いと考えられること、5月12日に事業団牛において流涎牛発生旨の高鍋町職員の発言があったことを示すメモが存在していること等からすると、事業団の飼育牛の中の感染疑いの牛は5月11日には発生しており、同日に事業団から高鍋町にその旨の報告がなされていたのではないかと考えています。

そこで、私たちは、そのような事実があったのかどうかについてこの際明らかにしていただくようお願いいたします。

質問3

県は、県所有の6頭の種雄牛を特例として移動させることについて国と協議し、国（赤松農水相）の同意をとりつけた際に、国は①清浄性の確認、②避難先での万全の管理、③畜産農家の同意の3点が満たされることを条件に今回の特例移動を承認したと聞いています。

そこでお聞きしたいのは、

- (1) 特例移動を認めるにあたって国が求めた条件は以上の3点ということだけでよいのか、この他にも条件とした点があったのか教えていただきたいと思ひます。
- (2) 又、以上の3点については国が条件とするまでもなく、移転にあたっては当然に守るべきことと思ひますが、まず「清浄性の確認」については、

ア、① 5月14日の事業団発症牛の写真からすると、5月12日には当該写真牛に口蹄疫を疑うべき症状が出現していた可能性が高いと考えられますが、5月12日に同一施設内の全飼育牛の異常(発熱等)について確認、調査されておりますか。

イ、5月13日に発熱牛が確認されたとされる午前11時30分の時点では移動種雄牛は事業団施設をまだ出発していない段階でした。

当時は発熱牛が口蹄疫に感染している可能性は十分あると考えられる状況であったことからすると、発熱牛が患畜でないことについての検証・確認をしないと事業団飼育牛の「清浄性の確認」をしたことにならないと思われま

② にも拘らず、県が発熱牛について清浄性の確認(即ち必要な検査等)をしないで種雄牛の移動を開始したのはなぜですか。

③ その意味で清浄性の確認よりも移動を優先させたのはなぜですか。

④ 移動完了直後の5月19日に移動牛のうち忠富士に口蹄疫の感染疑いが確認されたということですが、県としてはこのような事実からすると忠富士はいつころからどこで口蹄疫に罹患(感染)していたと考えているのですか。

質問4

特例移動については国がその条件とするまでもなく周辺畜産農家の理解と同意が当然の前提と考えられます。

① 今回は県種雄牛のみの特例移動についてはこれに異議を唱える畜産農家も少なからず存在して(我々もその畜産農家の一部です)いましたが、県は特例移動にあたってこの理解と同意を得るための努力をしましたか、したのであればどのようなことをしましたか。

② 又、少なくない農家が異を唱えているにも拘らず、農家の意見や国の条件を無視して移動を強行したのはなぜですか。

- ③ 又、この事実（同意を得られていない）については移動時に国にどのように報告しましたか。

質問 5

県事業団の特例移動種雄牛 6 頭を移動するための前提となる家保の県事業団に対する「家畜隔離の指示書」は移動完了後の平成 22 年 5 月 15 日に出されています。このことからすると、特例移動は家保の家畜隔離指示書が出される前に実行されていることとなりますが、家保の指示が出される前に移動を認めたのは何故ですか。

又、家保としては、特例移動完了後に隔離指示書を出したのは何故ですか。

質問 6

家保は、5 月 14 日に県事業団の県有牛合計 308 頭（肉用牛 259 頭、種雄牛 49 頭）に対して殺処分指示を出しており、これにより翌 5 月 15 日には殺処分指示の出された肉用牛 259 頭全頭について殺処分がなされたものの、県種雄牛 49 頭については指示書に違反して殺処分がなされませんでした。

- ① 規則によると殺処分指示が出されて 72 時間以内に殺処分することが義務付けられていますが、これに反して県種雄牛 49 頭の殺処分を同時期内にしなかったのは何故ですか。
- ② 5 月 26 日には上記 49 頭の種雄牛のうち 2 頭に発熱がみられたにも国に報告せず、又、5 月 28 日には 1 頭が口蹄疫の典型症状が確認されてもなお 5 月 31 日まで殺処分を行わなかったのはどうしてですか。
- ③ 5 月 22 日と 26 日に事業団牛の中に発熱牛が発生した段階で直ちに同異常牛から検体の採取及び口蹄疫存否確認の検査手続は行っていますか。行っていないのであればそれは何故ですか。

第3、口蹄疫の発見の遅れについて

I はじめに

- 1、今回の口蹄疫の発見が獣医師からの口蹄疫疑いの通報がなされた時から大幅に遅れたことに関して国の検証委員会報告書は「口蹄疫のまん延防止には、早期発見・早期淘汰が何よりも重要である」としつつ「今回の事例では、異常畜の発見の見逃しや通報の遅れがあり、これが感染を広げる大きな原因となった。」と指摘しています。

私たちが県による初期段階での異常畜の発見の見逃しや発見の遅れは、県が過去の経験（2000年の被害発生）や、口蹄疫防疫要領の規定をよくふまえることなく、口蹄疫が疑われる症状を呈する異常畜の遺伝子検査をすみやかに行わなかったことが原因であると考えており、その背景には検証委員会報告書も指摘しているように「送った検体が陽性であった場合、宮崎県としてのダメージが大きく現場ではできれば口蹄疫であってほしくないという心情が強く働き、口蹄疫疑いが否定できない異常畜に対し直ちになすべき遺伝子検査を相当期間にわたり怠っていたのではないか」という疑いを強くしております。

- 2、そこで私たちは、先の口蹄疫被害者協議会を通じた公開質問において

- ① 6例目のケースで3月26日に初期症状がみられ、30日には獣医師から通報がなされたため、家保が立入調査を行ったにも拘らず、口蹄疫の発生を見逃していたこと
- ② 1例目のケースで4月9日に獣医師から口蹄疫疑いの通報があり、口蹄疫対策と思われる防護服・ゴーグル着用の上、家保が立入調査したにも拘らず、肝心の口蹄疫の検査を行わず経過観察にし、県が口蹄疫の検査のため検体を送ったのは10日後の19日であったため口蹄疫の確認が大幅に遅れたこと

に関して、県はどのような責任をとられるのかという質問をさせていた

だきました。

これに対する県知事の回答は

- ① 6例目の件は家保の職員が立入検査を行った3月31日の時点では家畜の症状は発熱・乳量低下・下痢等であり、口蹄疫を疑う症状でなかった。
- ② 1例目については、「流涎や口腔内に軽度の潰瘍があるということで口蹄疫を含めて検討した結果、症状のある牛が1頭で感染力が強いといわれている口蹄疫とは考えにくいこと、また上唇の痂皮（かひ）と、一部痂皮が剥離した症状であることから、つまりその発生状況や症状から口蹄疫ではないと判断し、経過観察とした」とされておりま

3、しかし、当時は、国が1月7日付で「韓国における口蹄疫の発生について」により、口蹄疫感染に関する畜産農家への指導の徹底等を各県（畜産担当課長あて）に通達しており、更に4月9日付の通達「韓国における別型の口蹄疫の発生について」により、畜産農家への指導徹底等の防疫対策（飼養家畜の臨床症状等の的確な観察等）について改めて徹底するように通達がなされておりました。

従って、このような状況下において、当時県としては口蹄疫には最大の関心と警戒を強めることが求められており、たとえ一頭でも口蹄疫疑いの症状が確認されれば直ちにPCR検査により口蹄疫の有無を確認することが求められていたというべきです。

そこで、あらためて以下の点について質問致します。

II 公開質問事項（2）

質問1

農林水産省（消費・安全局）は平成22年1月7日付で韓国において口蹄疫の発生が認められたとして、各県の畜産担当課長に対し、畜

産農家への指導徹底を求めていましたが、農水省はさらに同年4月9日にも、韓国で別の血清（O型）の口蹄疫の発生が確認されたとして、再度の事務連絡を各県あてに行い、飼育家畜の症状の的確な観察等、口蹄疫に対する防疫対策に万全を期することを徹底するように求めてきておりました。

しかし、昨年本県で発生した口蹄疫については県は再三にわたって、感染牛について口蹄疫の発生を看過し、その結果口蹄疫感染の確認が大幅に遅れ、口蹄疫の感染拡大をかつてない規模で許す結果を招くこととなりました。

県としては、農水省からの前記連絡を受け、農水省が各県に求めている口蹄疫防疫対策について県内の家畜保健所、市町村獣医師会、農協その他の畜産関係団体及び畜産農家に対する指導・注意喚起等の広報等の口蹄疫対策としては具体的にどのようなことをされていたのでしょうか、教えてください。

質問2

県は1例目の口蹄疫疑い牛について「症状がある牛が1頭のみで、感染力が強いといわれている口蹄疫とは考えにくい」とされていますが、

- ① 我県で2000年に発生した口蹄疫は従来他で発生したことのあ
る口蹄疫とは異り、伝播性はさほど高くない非定型的なものであ
ったという指摘がなされていること（動物衛生研究所九州支所臨床ウ
ィルス研究室長・津田知幸）。
- ② 又、2002年の海外悪性伝染病防疫要領（農水省）及び平成1
6年12月1日付口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に於ける
通知において「ウィルス株のタイプによっては鼻・口部のび爛、潰
瘍等軽度の症状しか示さないことがあることにも留意する」ように

明記されていたこと。

- ③ 2000年の県の口蹄疫発生の記録では一頭のみから症状が現れていた例があったこと

以上の点について県は当然認識していなければならないことと思いますが、このような認識はされていたのでしょうか。それとも認識されていなかったのでしょうか。

知っていたのであれば、にも拘らず今回、牛が一頭のみでは口蹄疫とは考えにくいと疑いを否定された理由は何ですか。

質問3

- ① 又、口蹄疫に関する発生予防・まん延措置の実施にあたっての留意事項（平成16年12月1日付農林水産省消費・安全局長通知）によると「（口蹄疫の）判断に際しては、現地の臨床疫学的情報を十分に収集した上で、動物衛生課及び動物衛生研究所と協議する。」となっていますが、4月9日に口蹄疫疑いの初期症状を確認した4月9日の時点で県はこのような「動物衛生課及び動物衛生研究所との協議」をなしましたか。
- ② もし、していないのであれば何故なさなかったのですか。又、それを初めてなしたのはいつの時点ですか。

質問4

2月15日に獣医師から高鍋町内の肉牛につき口蹄疫疑いの通報がなされ、同日家保が立入調査をし、他に原因が究明できなかったにも拘らず口蹄疫か否かを確認するためのPCR検査をしなかったのは何故ですか。

又、上記肉牛についての病性診断成績書が立入調査日から2ヵ月以上経過した4月21日まで作成されなかったのは何故ですか。

質問5

1例目で4月9日に確認された牛の「流涎や口腔内の潰瘍」は口蹄疫の症状の一であることについては、県は認識していましたか。

もし、認識していないのであればそれは何故ですか。

上記症状を認識していたのであれば、口蹄疫の症状であると認められるにも拘らず、検体を送付せず、口蹄疫の検査をしようとしないうで「経過観察」としておく必要性・メリットはどこにあったのですか。

質問6

4月17日に1例目の牛を出した農場の別の2頭に1例目と同様の症状があることから病性鑑定を依頼したのに、この時点でも口蹄疫の検査のための検体の送付をしなかったのはなぜですか。

質問7

国の「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成22年11月24日付）によると「しかし、送った検体が陽性であった場合、宮崎県としてのダメージが大きく、現場ではできれば口蹄疫であってほしくないという心情が強く働いたと考えられる。こうした心理的な圧力が国への連絡を遅らせ、結果的に感染を広げたことは間違いない。韓国で口蹄疫がまん延し始めていたことを考えると、宮崎県はもっと早期に検体を国に送るべきであった。」と指摘されていますが、県としてはこのような委員会の指摘をどのように考えていますか（間違っていると考えているのか、そのとおりと考えているのか）。もし、間違っていると考えているのなら、国の検証委員会にこの点で異議申立ないし抗議する考えはありますか。

質問8

平成22年12月8日の農林水産委員会で山根義久参考人（日本獣医師会会長・口蹄疫対策検証委員会座長）が「九日には、青木獣医師が診まして、口蹄疫が疑われるということで家保に通報しているわけ

なんですけれども、何ゆえそれが十九日まで検体を送るのが延びたか、それを聞いていましたら、やはり被害がかなり広がるのではないかなということが非常に懸念されたということなんですね、市場を閉鎖したり移動禁止をやったりしないといけないということで。それでちゅうちょしたということはヒアリングの中で述べておられました。」と証言しています。

そこでお尋ねしたいのは、

- ① 検証委員会（山根氏）のヒアリングに対してこのようなことを県関係者が述べたのはまちがいありませんか。事実であれば誰が述べたのでしょうか。
- ② 又、「市場を閉鎖したり移動禁止をやったりしないといけないので（検体を送るのを）ちゅうちょした」というのが実情であったとすると、県には検体を送ると口蹄疫の感染が確認されるかもしれないという危惧（心配）があったということでしょうか。

畜産農家への指導徹底等の防疫対策（飼養家畜の臨床症状等の的確な観察等）について改めて徹底するように通達がなされた

○1例目の牛につき、開業獣医師から宮崎家畜保健衛生所に、口腔内にび爛（軽度な潰瘍）のある牛がいるため、口蹄疫の疑いということで病性鑑定の依頼があった

○同日、宮崎家畜保健衛生所の家畜防疫員（獣医師）が当該農場の立入検査をしたところ、当該牛に流涎や口腔内に軽度の潰瘍が認められたが、症状がある牛が1頭のみで、現時点では感染力が強いといわれている口蹄疫とは考えにくいという判断で経過観察とした

4月14日 6例目の牛の飼育農家から再度の検査要請を受け、家保が再び立入検査、採血等をした

4月16日 夕方、1例目の牛の農家から1例目と同じ症状の牛がみられるという報告が家保になされた

4月17日 家保において再度、立入検査を実施したところ、1例目の牛の農家の更に別の2頭に同様の症状があることを確認。同日、病性鑑定を開始、但し、口蹄疫の判別のためのPCR検査はしやうとしなかった

4月19日 1例目の牛の農場で午前、イバラキ病等の類似疾病について、全て陰性を確認。このため、口蹄疫も疑われるので同日20時00分、検査材料を動物衛生研究所に送付して検査を依頼し

別紙 時系列表

口蹄疫発見・通報・県種雄牛特例移動問題に関する事実経過

- 平成22年1月 7日 農林水産省が1月7日付で「韓国における口蹄疫の発生について」により、畜産農家への指導の徹底等を各県（畜産担当課長あて）に通達した
- 2月15日 獣医師より高鍋町内の肉牛に口腔内び爛等の口蹄疫疑いの肉牛一頭がでていたとの報告が家保になされる
- 家保、当日立入検査、血清等を採取し、もちかえるが、口蹄疫のPCR検査はしていない。
- なお家保による上記肉牛の病性診断成績書は2ヵ月後の4月21日に原因は不明であったとして作成された
- 3月26日 6例目の牛について初期症状がみられる
- 3月30日 6例目の牛について獣医師から家保へ通報
- 家保、数度にわたって立入検査したが家畜の症状は発熱・乳量低下・下痢等であったため口蹄疫を疑わず（見逃す）
- 家保は立入検査の際、発熱牛について検査のための採血までしたが、同血液について病性鑑別のための検査を実施することをしなかった
- 4月 9日 ○更に農林水産省の4月9日付の通達「韓国における別型の口蹄疫の発生について」により、

- た
- 4月20日 早朝、農林水産省から県あて1例目の牛についてPCR検査（遺伝子検査）で陽性との連絡があった
- 4月20日以降 事業団の肥育牛舎で発熱や血便を示す牛数十頭を確認（県はいずれも治療後に治癒したことから家保に報告しなかった）
- 4月21日 ○事業団の飼育牛施設のある高鍋町が移動制限区域となる
○家保が2月15日に口蹄疫疑いの通報があり、同日立入検査をした肉牛の病性診断成績書をこの日ようやく作成
- 5月 8日 県（農林振興局）、高鍋町に事業団周辺地域についての道路閉鎖を要請したが、高鍋町は患畜がでていない以上閉鎖はできないとこれを断る
- 5月10日 赤松農相は「清浄性の確認・避難先での万全の管理・畜産農家の同意」を条件に特例を認める意向を示す
- 5月11日 特例移動対象の県種雄牛6頭にPCR検査、抗体検査をしたが陰性であった（と県は説明している）
- 5月11日 高鍋町が事業団周辺地域の道路閉鎖を開始
- 5月12日 県事業団は国との間で6頭の種雄牛を特例として移動させる旨の協議をなし、これに対する国の同意をとりつけた

5月13日

- 午前11時 県種雄牛6頭のトラック積み込み開始
- 午前11時30分 事業団肥育牛1頭の発熱を確認（当日は家保に報告せず）
- 午後0時15分 種雄牛移転トラック出発、避難先が決まらず13日中に移動は完了せず

5月14日

- 午後1時 事業団の牛舎で13日の発熱牛1頭を含む5頭に発熱があり、一部に流涎、びらん等が確認。直ちに家保に通報（県回答）
- 6頭の種雄牛西都市内の仮設牛舎に到着
- 県事業団牛合計308頭（内種雄牛49頭）を口蹄疫疑似患畜と決定、同事業団牛合計308頭（肉用牛259頭、種雄牛49頭）に対し家保のと殺指示書が出される

5月15日

- と殺指示書が出された事業団牛のうち肉用牛259頭についてのみと殺処分を行う
- 家保、特例移動牛6頭について初めて「家畜隔離の指示書」を出す

5月19日

- 移動種雄牛のうち忠富士に口蹄疫の感染疑いを確認

5月20日

- ワクチン接種決まる

5月22日

- 県は感染牛とともに同一の牛舎に入っていた残り5頭の特例移動種雄牛についても経過観察という2度目の特例をとりつけ、5頭の移動種雄牛の家伝法の適用（殺処分）を回

避した

○事業団種雄牛49頭のうち1頭を発熱のため隔離

○ワクチン接種始まる

5月23日 山田副大臣、事業団牛種雄牛49頭の殺処分を指示

5月26日 事業団種雄牛49頭中22日について2頭目に発熱、しかし県は上記49頭を殺処分せず経過観察とした

5月28日 ○26日発熱の県事業団種雄牛に典型的な口蹄疫症状がでる

○口蹄疫特措法が成立

5月31日 県事業団種雄牛49頭殺処分を実行